

## 第 9 6 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例  
(昭和 6 3 年足立区条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 2 2 条第 1 項」を「第 2 2 条」に、「なつ  
ている」を「なっている」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条  
例案を提出いたします。